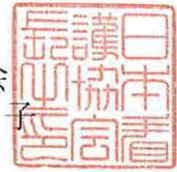


平成 22 年 7 月 15 日

厚生労働省労働基準局長
金子 順一 殿

社団法人 日本看護協会
会長 久常 節子



看護職の労働時間等の適正化に関する要望書

少子高齢化社会を支える安全・安心の医療提供体制には、看護職の確保が不可欠であり、そのために看護職が働き続けられる労働条件・労働環境の整備が急務となっております。

医療の高度化や国民ニーズの変化などに伴い、看護業務は高度化、複雑化、過密化し、看護職の超過勤務は常態化しています。また、昼夜を問わず治療が継続するために交代制勤務がもたらす心身の負荷が高まっています。

保健衛生業分野においては、依然として関係法令を順守できていない医療施設が多く、生活との両立困難による離職が相次いでいます。さらに、心身の健康を損なう者が多いという実状があり、過労死も発生しています。

人命を預かる緊張感の高い業務に 24 時間体制で従事するという看護職などの労働形態や労働負荷については、現行法に適切な規制がないため新たな規制の方策が強く望まれます。併せて、法令順守に向けてのさらなる指導の充実と強化が求められます。

つきましては、看護職の労働時間等の改善に向けて、平成 23 年度予算における対応も含め、下記の事項につきまして、ご尽力を賜りますよう強く要望いたします。

重点要望

1. 看護職の交代制勤務に関する法令等の整備
2. 医療施設等の労働基準法・労働安全衛生法順守のための支援強化

1. 看護職の交代制勤務に関する法令等の整備

[要 望]

1. 医療施設等における看護職の交代制勤務に伴う心身の過重負荷を軽減するため、労働政策審議会のもとに調査検討の場を設定し、交代制勤務による看護職への健康影響に関する実態把握および疫学調査を実施されたい。
2. 調査結果に基づく関係法令の整備ならびに施設に向けた指針、ガイドライン等の策定等の対策を講じられたい。

要望の背景

24 時間体制で人命に関わる緊張感の高い業務を提供する看護職の労働は、勤務表により毎月指定される不規則なローテーション勤務からなり、製造業における24時間稼働のライン操業に対応して作られた現行の労働時間法制が想定しない点多々ある。医療・介護分野でのサービス需要の一層の増大に伴い、今後このような労働形態で働く労働者の増加が予想されるが、現行法では適切な規制がなされないため、これらを規制する新たな方策を早急に検討し、労働条件・労働環境の改善をはかることが急務である。

交代制勤務に従事する看護職の心身負荷の過重を示す研究結果が国内外で認められている。すでに EU 等先進諸国では労働時間規制が進められており、国際的に認められた規制の方向性に沿って国内法の整備とガイドラインの策定が待たれている。検討に際しては、看護職の労働実態の把握およびそれに伴う心身負荷に関する疫学調査も不可欠である。

2. 医療施設等の法令順守支援の強化

[要 望]

1. 医療施設等においては、36 協定の未締結ならびに時間外労働の常態化とそれに伴う残業代の未払い、夜間交代制勤務において休憩取得が保証されないなどの実態があり、これらの法令違反への指導を強化されたい。
2. 現行の監督指導体制に加え、継続的監督およびコンサルテーション実施等の支援体制の強化をはかられたい。

要望の背景

労働基準監督行政におかれては、保健衛生業分野を重点指導領域として位置付け対応いただいているところであるが、依然として医療施設等の法令順守に対する意識は低く、法令違反が多いのが実態である。現状では、36 協定の未締結、時間外労働の常態化とそれに伴う残業代の未払い、夜間交代制勤務における休憩不取得等の法令違反は珍しくなく、多くの施設が監督指導による是正勧告を受けてい

る。

医療施設等における法令順守の意識が高まり、積極的な労働条件・環境の改善が進むよう、調査対象施設数の拡大ならびに是正勧告を受けた施設への指導体制の強化等の対策が不可欠である。また、重大な労災の発生ならびに休業者数の多い事業所等に対しては、きめ細かな指導が不可欠である。